

## 明治の戸長は大忙し！

常陸大宮市史では、2023年、常陸大宮市史資料叢書として『上伊勢畑村御用留』を刊行しました。この資料集は、上伊勢畑区有文書(常陸大宮市文書館寄託)に伝わる、江戸時代の公用記録「御用留」(文政元年～明治5年)を全文翻刻したものです。



▲『常陸大宮市史資料叢書 1 近世 1 上伊勢畑村御用留』

同じ区有文書のなかに、明治6年(1873)の「御触留」と題された帳面があります。この帳面は、上伊勢畑村の戸長を勤めた、宮下作兵衛が作成したものとみられます。戸長とは、明治5年(1872)に大区小区制という新たな行政制度が定められたことともなって、これまでの庄屋に代わり、小区を治める長として設置された役職です。

「御触留」には、明治6年2月から4月にかけて、茨城県が発した布告や通達の類いが書き留められており、その数は85件に上ります。そのうち、戸長に「～すべし」と何らかの業務を指示しているものは、45件を数えます。業務の内容は、通達内容の周知のほか、区内の実態調査や住民からの願・届の取りまとめなど、多岐にわたります。

業務を指示する通達のなかには、回答・提出期限が設定されているものが多く見られます。それらを分析すると、通達が発せられてから戸長が対応に費やすことができた日数は、平均して10日間ほど。短いものでは、わずか2日間での対応が求められまし

近現代史部会 協力員  
法政大学大学院兼任講師  
浅井 良亮



た。しかも、同じ時期に複数の業務が重なることも少なくありませんでした。

通達のなかには、定めた期限になっても戸長からの回答・提出がないことについて、県が注意する表現も散見されます。しかし、「御触留」に書き留められた内容からは、矢継ぎ早に舞い込んでくる県からの業務指示に忙殺され、対応が追いつかない戸長の姿が浮かび上がってきます。

「御触留」のほかにも、戸長が作成した記録には、住民からの願や届を書き留めた帳面が残されています。これらを合わせて読み解くことで、明治初期の地域の実情が垣間見えてくることでしょう。



▲御触留(上伊勢畑区有文書 321)